

(仮称)小平市自治基本条例 素案

(第2次骨子案)

小平市民のみなさまへ

平成18年8月から議論を重ね、市民の皆様の意見を参考に練ってきました『(仮称)小平市自治基本条例素案』がまとまりました。ここに発表いたします。



平成20年4月

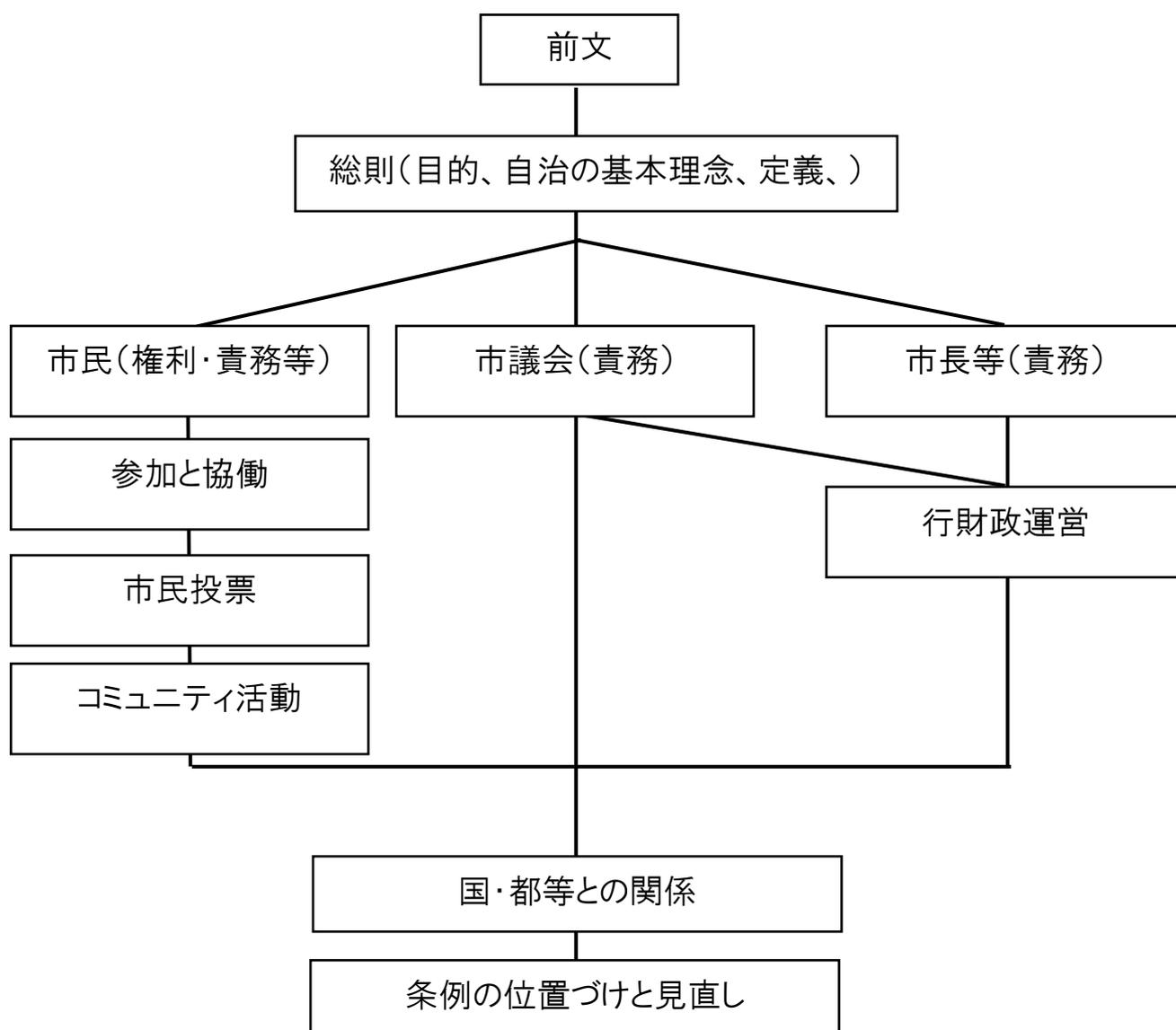


小平市自治基本条例をつくる
市民の会議



素案(第2次骨子案)の構成図(目次)

前文	-----	2
第1章 総則(第1条-第3条)	-----	4
第2章 市民(第4条-第9条)	-----	6
第3章 参加及び協働(第10条-第13条)	-----	9
第4章 市民投票制度(第14条)	-----	11
第5章 コミュニティ活動(第15条-第16条)	-----	12
第6章 市議会(第17条-第19条)	-----	13
第7章 市長等(第20条-第22条)	-----	15
第8章 行財政運営(第23条-第32条)	-----	16
第9章 国、都等との関係(第33条-第36条)	-----	20
第10章 条例の位置付けと見直し(第37条-第39条)		21



◎はじめに



市民の会議では、昨年(平成19年)の10月、11月には、第一次骨子案に対する市民意見交換会を12回開催して、265人の市民の皆様から328件の意見をいただきました。

意見交換会后、市民の会議では、市民意見交換会で寄せられた意見の反映と市との意見調整を行い、第一次骨子案について協議しました。

○第一次骨子案について、協議したのは、次の項目です。

- (1) 市民意見交換会で多くの意見が出された項目
- (2) 市民の会議の中でも意見が分かれて骨子案で両論併記している項目
- (3) 骨子案には含めなかった項目。「前文」、「国、都との関係」、「条例の位置づけと見直し」

○市との意見調整は、次の項目について行いました。

- (1) 長期総合計画や行財政再構築プランなどの方向性との整合性について
- (2) 現行の地方自治制度との整合性、について
- (3) 規定項目のバランスや内容が多数の市民の納得を得られるものかということについて

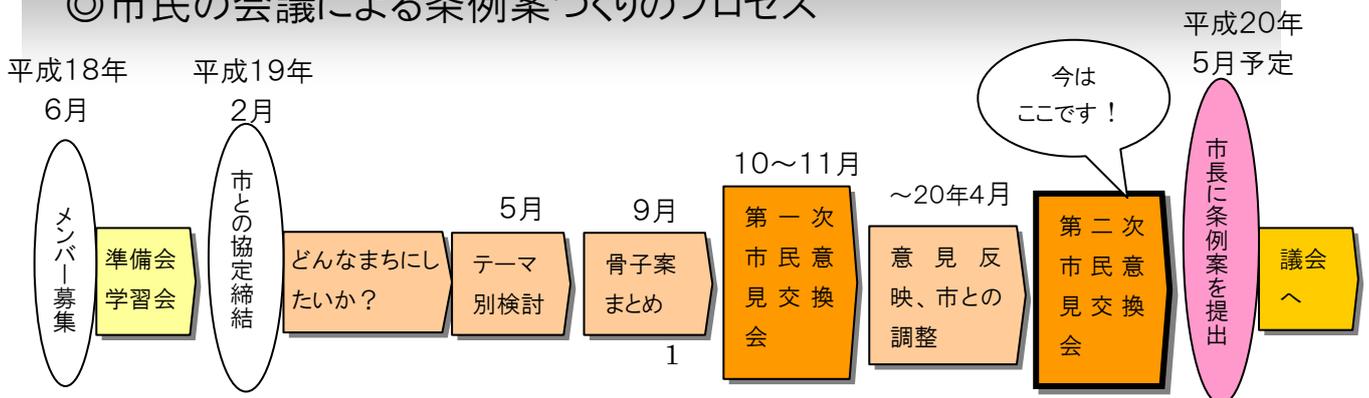


市民の会議では、昨年(平成19年)の12月から4月まで、12回の会議を開催して、第1次骨子案について検討し、ここに市民の会議素案(第2次骨子案)としてまとめました。

今回の市民意見交換会は、この市民の会議素案(第2次骨子案)を、市民の皆さんに報告し、意見を伺うために開催します。

市民の会議では、この第二次意見交換会を終えて、最終的な協議を行った上で、自治基本条例案としてまとめ、市長に提出をする予定です。

◎市民の会議による条例案づくりのプロセス



(仮称)小平市自治基本条例素案(第2次骨子案)

1. 前文

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によって開け、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることを育み、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。

そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。

今ここに私たちは、市民自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。

<前文とは>

小平市自治基本条例は、小平市の自治における基本的な制度や責務・権利などを定め、市の規範に位置づけられるものです。前文は、自治基本条例の趣旨を明確にするために設けるもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。前文では、小平の歴史・風土、めざすまちと自治の姿、自治基本条例の位置づけについて規定しています。

<前文の段落別の説明>

(第1段落) 小平の歴史・風土となりたち

●「私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によってはじまり、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。」

▼先史時代の遺構、鈴木遺跡そして鎌倉道を残す小平は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。

江戸時代初期(350余年前)には玉川上水が開削され、その上水から取水した用水路網による新田集落として小平は誕生しました。そして東西に走る青梅街道、五日市街道に沿う、ケヤキ並木や屋敷林など武蔵野の自然環境と用水の水と田園風土と文化を形成し、豊かな自然と共生した歴史と文化のまちになりました。

●「今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。」

▼今日でも、江戸の文化と命の水を運んだ玉川上水と緑道の緑の景観(1997年東京の玉川上水景観基本軸、2005年国の史跡に指定)は、都民及び市民の憩いの空間として親しまれています。

小平市内50kmに及ぶ用水には多摩川の本流の水が流れ、水辺空間を現出し、市域を囲む21キロの緑豊かなグリーンロードに囲まれた「農風景」の息づく住宅都市になっています。

昭和37年の市制施行後、高度成長期には多くの人々が転入し、小平市は、学校施設の整備を始めとして、道路、上下水道などのインフラづくりをすすめ、先駆的な福祉行政への取り組みや、市民のつながりを大切にする拠点として図書館、公民館、地域センターを配置するなどに取り組んできました。

近年における少子高齢化の急速な進展や生活環境の変化と市民のニーズの多様化の中で、都市整備と教育、福祉の充実に取り組み、水と緑豊かな、安心安全を誇れる、教育と福祉の充実

した住宅都市として、7 大学を有する豊かな文化と先進性を持つ学園都市として、今日の発展に至りました。

(第 2 段落) めざすまちと自治の姿

●「私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。」

▼「持続可能なまち」とは、環境・景観面、財政・経済面、生活面等、すべてのまちの側面で、一時的な「発展」ではなく、何世代にもわたって維持・向上していくことができるまちを意味しています。持続可能なまちにするためには、小平市内で持続可能な循環型のしくみをつくることだけでなく、他の都市との関係や地球規模の環境・平和が不可欠です。

地球温暖化に代表される環境問題群解決への取り組みにも参加しながら、今ある武蔵野の自然環境と共生した水と緑の景観の保全に務め、環境の負荷の少ない循環型の持続可能なまちをつくり、調和のとれた健康で豊かな文化的な生活とそのしくみを次世代に引き継ぐことこそ私たちの責務です。

●「私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることを育み、平和の実現に尽くします。」

▼こだいらにかかわる全ての人々の人権を互いに尊重し、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的状況、文化・価値観等、人々のそれぞれの多様性を尊重し認め合い、連帯する社会にしたいこと。ひとつひとつのいのちと、地球全体の生態系の両面を大切にしていきたいこと。そして、いのちを大切にすることを育む人間教育に努め、平和な社会の実現を目指したいことを述べています。

●「私たちは、学びと仕事と暮らし、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。」

▼めざすまちのまとめとして、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を思いやる心と地域への愛情を持てる意識の定着を図ると共にまちづくりの主役となって、学びや仕事なども含めた人々の多様な暮らしの営みが、楽しく文化的に係わり合い響きあい、心から「わがまちこだいら」と誇りをもてるまちをめざすことを述べています。

●「そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。」

▼めざす自治の姿を述べています。「市民自治」とは、市民の自治（市民主権）、市民による自治（市民が主体となって行う自治）、市民のための自治（市民の役に立つ自治）、の 3 つの趣旨を一つにまとめた言葉です。「市民」を冠することで、自治の主体が市民であることを表現しています。その市民自治を、市議会と市長に市政を信託するという、代表制・代議制の間接民主主義と、市民の市政への参加や協働といったまちづくりへの直接の係わり合いを両輪として、進めることをめざす自治のありかたとして述べています。私たち自身も、「参加」と「協働」を通じてたゆまぬ努力を続けることを決意しあいたいのです。

(第 3 段落) 基本条例の位置づけ

●「今ここに、市民自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。」

▼自治基本条例は、小平市の自治のあり方（理念）とすすめ方（あり方を実現するための役割・責務や手順）を規定した条例です。私たちは、自主自立のまちづくりをすすめる為に、ここに小平市の自治の基本となる条例であることを宣言しています。

2. 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、市議会、市長等のあり方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とします。

【解説】

目的規定は、条例を制定する目的を簡潔に表現したものであり、前文とともに条例全体の解釈指針として位置づけられます。

ここでは、この条例で定める主な内容は、①自治の基本理念、②市民、市議会及び市長のあり方、③市政に関する基本的な事項を大きな柱としています。そして、これを定めることにより、「自治の実現」を図ることを条例制定の目的とします。

(自治の基本理念とその実現)

第2条 市民は、市議会と市長に市政を信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組みます。

2 市議会と市長は、市民の総意に従い、公正かつ適切に市政を行います。

3 前2項に掲げる市民自治の理念を実現するため、市議会と市長は、情報共有、参加及び協働を重視して市政を運営します。

【解説】

小平市におけるこれからの自治の基本理念として、「市民自治のまちづくり」と「市民の信託による市政」とすることとし、「情報共有」「参加」「協働」による市政運営方法によりその理念を実現することを規定してあります。

そして その結果として実現されたまちの姿が、前文に示されたものになります。

(定義)

第3条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによるものとします。

- (1) 「市民」とは、小平市に住所を有する個人をいいます。
- (2) 「市民等」とは、市民のほか、小平市で学び、働き、又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体を含め総称します。
- (3) 「市」とは、市議会及び市長その他の執行機関で構成される小平市の行政組織の全体をいいます。
- (4) 「市政」とは、市議会及び市長その他の執行機関によって行われる政治及び行政の全体をいいます。
- (5) 「参加」とは、市民が、市政の計画、実施、評価の各過程において、市に対し積極的に自らの意見を表明することをいいます。
- (6) 「協働」とは、市民等と市とが、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任のもとで公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。
- (7) 「まちづくり活動」とは、地域社会の維持及び向上に役立つ市民等の諸活動をいいます。

【解説】

この条例の中で使われる用語の定義を定めています。「市民」「市民等」「市」「市政」「参加」「協働」「まちづくり活動」の7つの用語について、その語句の表す意味を明確にしています。この条例では、小平市における自治の担い手及びそのあり方について、「市民」、「市民等」と規定しています。

①市民

小平市の区域内に住む人をいいます。「市内に住む人」とは、市内に住所を有する個人（自然人）を意味し、住所とは生活の本拠がある所を意味します。（＝地方自治法の「住民」をいいます）

②市民等

「市内で働く人」、「市内で学ぶ人」、「公共的活動に参加する個人（市外）」、「小平市の区域内で、公共的な活動を行う個人及び事業者・団体」、「公共的活動を行う法人等」、をいいます。

この条例は、「市民」が自治の主体かつ担い手として、行政運営に対し意思反映及び参加を行い、また、地域課題解決のための活動に参加することを前提としつつ、それとともに小平市における自治の担い手の一部として、その公共的活動により地域課題解決に寄与する「市民等」についても規定しています。

3. 第2章 市民

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、条例又は法令の定めるところにしたがって、行政サービスを受ける権利を有し、市政に要する費用を租税等により分担します。

【解説】

行政サービスを受ける権利と負担の義務について規定しています。

ここで言う行政サービスとは、市が市民を対象として実施する全ての事業を包括的に示すものであり、個々具体的なサービスの受給について法令、条例等に規定されるものは、その規定に基づくこととなります。地方自治法第10条第2項の確認的な規定です。

また、行政サービスの提供を受ける権利に対応し、それに係る負担を分任することを規定します。ここで言う「負担」とは、市民税等の納税義務に限定せず、分担金、使用料、手数料などの負担も含まれるものとします。

※地方自治法第10条第2項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う

(市政に参加する権利)

第5条 市民及び小平市に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加する権利を有します。

2 前項に掲げるもの以外であって、小平市で学び、働き又は活動する個人及び小平市で活動する法人その他の団体は、別に定めるところにより、市民に準じ市政に参加することができます。

【解説】

市民自治の担い手である市民が保障されるべき権利として、市政に参加することを定めています。「市政へ参加する権利」としては、行政が政策や施策を立案する意思形成の段階や、実施しようとする段階、さらにそれらを評価する段階等、これらの過程で、市民の意向を聞いたり、市民が実際に参加することを保障するものです。具体的な内容は、第3章の「参加及び協働」に規定されています。

なお、市政は主権者である市民が市長・市議会にその実施を信託しているものであるということから言えば、参加の権利を有するのは、主権者であり、市内に住所を有する個人ということになります。また、市内の法人・団体は、行政サービスを受ける権利と負担義務について法的に市政と利害関係があるので、これも市政に対する発言権を認められるべきであるといえます。

市民等について、「市民に準じ参加できる」としているのは、基本的には市民と市民等とは同じ参加の権利を保障しますが、その負担等の問題もあり、ケース・バイ・ケースにより参加の形態を考慮する必要があるためこのような規定にしました。

※地方自治法は、自治体に対する住民の権利として、選挙に参与する権利のほか、直接請求権（条例の制定・改廃、事務の監査、議会の解散、議員・長・主要公務員の解職）、住民監

査請求・住民訴訟について規定しています。

(知る権利)

第6条 何人も、市政に関する情報を知る権利を有します。

【解説】

第2条「自治の基本理念とその実現」に基づき、市政への参加の前提となる権利として、「知る権利」を規定しています。

国政について知る権利は、憲法には規定はありませんが、情報公開法があり、市でも情報公開条例が制定されています。

(まちづくり活動の自由)

第7条 市民等は、自治活動、ボランティア活動その他各種のまちづくり活動を行うことができます。

2 まちづくり活動を行うに当たっては、互いの意見と行動を尊重しなければなりません。

【解説】

まちづくりに関する諸活動は、基本条例の制定によって初めて可能になるわけではなく、憲法21条(「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」)の集会結社表現の自由の行使の確認的な規定になります。

地域における市民の主体的な取り組みが自治の土台となるものであることから、本条例で規定しました。

(男女共同参画社会の形成の推進)

第8条 市民等及び市は、市民自治の基盤である、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成の推進に努めます。

【解説】

国、都、そして本市においても男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されています。男女が、社会の対等な構成員として参加する機会が確保されるとともに、共に責任を担うべき社会を形成することが、市民自治を推進する上で重要であるため、本条例で規定しました。

(法人等の社会的責任)

第9条 小平市で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分自覚し、それぞれの立場においてその責任を果たすよう努めなければなりません。

【解説】

第9条は、法人等の社会的責任について規定しています。

第3条第1号の定義で、小平市で活動する法人その他の団体を「市民等」と定義し、地域社会を構成する多様な主体の一員として位置づけました。

市内で活動する法人等には、地域社会を構成する一員として、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任（Corporate Social Responsibility）を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務を確認しておくことが必要であるために規定したものです。

第2項の「地域環境への配慮」とは、事業活動が地域の生活環境に及ぼす影響、特に企業等の営業活動等による影響の大きさを考慮し、地域環境を乱すことのないよう社会的な責任を求めるものです。

また、「地域社会との調和」とは、地域社会を構成する一員として、地域への関心を高め、地域のまちづくりへの協力・参加を促すものです。

4. 第3章 参加及び協働

(参加の対象等)

第10条 市は、次の事項（軽微なもの、急を要するもの、国の法令によって定められるもの、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの等を除きます。）について、市民が市政に参加する機会を保障します。

- (1) 市の基本構想、基本計画又は個別分野における施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る内容案の策定
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止の計画の策定
- (5) 前各号に準ずるものとして別に定める事項

2 市は、審議会の委員就任、公聴会への出席、意見公募手続、提案書の提出その他幅広い方法で、市民が前項に規定する対象に参加できるようにします。

【解説】

第2条の「自治の基本理念とその実現」、第5条「市政に参加する権利」に基づき、市民が市政に参加する対象について第1項で、その方法について第2項で規定しています。

「参加」は、第3条第5号に定義していますが、市民が、市政の計画、実施、評価の各過程において、市に対し積極的に自らの意見を表明することをいいます。

第1項では、市民参加を求めなければならない対象施策等を明らかにしています。

具体的な案件が、この条例に定める対象施策であるかどうかについては、個別の条例及び計画の性格、内容等に応じて市の機関がこの条例の趣旨に照らして判断するものです。

第1項に掲げる対象施策等のうち、市民参加を求めないものについても規定しています。

第2項では、市民参加の方法について規定しています。市民参加の方法にはそれぞれ特性があることから、対象施策等の内容によって、最も効果的かつ適切な方法により市民参加を実施することとします。

(参加における配慮)

第11条 市は、高齢者、障害者、子ども（18才未満の市民をいいます。以下同じです。）等を含め、市民のだれもが容易に市政に参加できるよう、工夫し、配慮しなければなりません。

【解説】

参加に際しては、それぞれの市民の特性に応じて配慮をすることを規定しています。

また、高齢者や障がい者、子ども等は、市民に含まれますが、実質的な参加を保障するという意味で、このように規定しました。

(協働の推進)

第12条 市民等及び市は、それぞれが有する情報、経験、技術等を相互に提供し、地域の課題の解決に向けて協働を推進することができます。

2 協働に当たっては、市民等と市が対等の立場で十分な協議を行い、合意の上、その必要理由及び条件を明確にして行うものとします。

【解説】

第2条の「自治の基本理念とその実現」規定に基づき、協働について規定しています。

「協働」は、第3条第6号に定義していますが、市民等と市とが、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任のもとで、公共サービスの提供を協力して行うことをいいます。

市民等と市は、地域社会の課題を解決するなど共通の目的を実現するため、協働に取り組むよう努めることを規定しています。

協働のとらえ方には、地域社会を構成する多様な主体による「協働」もありますが、本条例では、市民等の多様な主体間と市とが行う「協働」について規定しています。

また、第2項では、実際に市民等と市とが協働を行う場合に、対等な立場で十分な協議を行うこととし、事業を開始するに先立ってその必要理由や条件を明確にすることを規定しています。

(協働推進の基盤づくり)

第13条 市は、協働の推進を図るため、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供への支援その他協働推進の基盤づくりに努めるものとします。

【解説】

協働を行っていく上で、市が果たす役割を規定しています。

5. 第4章 市民投票制度

(市民投票制度)

第14条 市は、市政に関する重要問題について、市民、市議会又は市長の発議に基づき、主権者である市民の意思を直接に確認するための市民による投票（以下「市民投票」といいます。）を実施することができる制度を設けます。

2 市政に関する重要問題は、これについて市民投票が実施された場合には、その結果を尊重して処理されなければなりません。

【解説】

市民投票制度は、住民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、市長と市議会による二元代表制を補完するものです。

地方自治法上、住民投票制度は明記されていませんが、本条例で住民投票を制度的に保障するものとして規定しました

また、市議会や市長は住民投票結果は尊重されるものであることについて規定しています。

6. 第5章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第15条 市民は、市内のそれぞれの地域において、住みよい地域社会を築くことを目的として、地域を基盤とした、又はその目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」といいます。）を行うことができます。

【解説】

ここでは、市内それぞれの地域におけるコミュニティ活動について規定しています。地域自治の担い手として、市民の主体性に基づき、まちづくり活動に取り組む組織、および集団をコミュニティ活動と位置づけます。

「住みよい地域社会を築くことを目的として、地域を基盤とした、又はその目的のために活動する組織又は集団」には、自治会、町内会などの地縁型の地域を基盤に形成されるものと、テーマ型活動団体、社会福祉法人、NPO法人などの地域を越え共通の関心や課題から形成されるものがあります。どちらもまちづくりを担う不可欠な組織だと位置付けをしています。

コミュニティ活動は地域にとって大切なことで、行政だけでは解決できない市内それぞれの地域の多様な課題を、市民同士の自主的、主体的な活動や市との協働を通じ解決することが、市民自治の推進につながります。

(コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、地域におけるコミュニティ活動の役割を尊重し、これに対し適切な支援を行います。

【解説】

コミュニティ活動に対する市の役割は、これを尊重し支援することにあります。コミュニティ活動の役割、自主性を尊重する中で、必要性に応じて適切な支援を講じていくという規定です。

7. 第6章 市議会

(議会運営の基本原則)

第17条 市議会は、市民から直接選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関として、市民に開かれ、市民にわかりやすい、市民から信頼される議会を実現することを議会運営の基本原則とします。

【解説】

この条は、市民の代表として構成される市議会の基本的な原則を定めたものです。

主権者である市民から直接選挙により選ばれ、その信託を得て、市民を代表する議員で構成される市議会は、議会制民主主義を具現するものです。地方自治制度は、議員、市長ともに市民から直接選ばれるという二代表制、機関対立型システムです。この制度のもとで、議会は、主権者である市民を主体と考え、議会の役割を果たすとともに、市民に開かれた、市民に信頼される議会を実現する運営をすることを規定しています。

自治運営において市議会が持つ役割の重要性から、地方自治法に定められた議会についても、この条例で定めています。

【参考】

○ 議会の権限の主なものとして、

- ① 議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定など15項目）
- ② 選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ③ 検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ④ 意見提出権（同法第99条）
- ⑤ 調査権（同法第100条） などがあります。

(市議会の責務)

第18条 市議会は、市にふさわしい条例の制定に努めるとともに、適正に市政運営が行われているかについて、市民の視点で監視し、けん制する役割に努めます。

2 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算の認定等の議決などを行うに当たっては、十分な討議に努めます。

3 市議会は、会議の公開及び情報公開を行うことにより市民との情報共有に努め、市民に説明責任を果たすよう努めます。

【解説】

二代表制の一翼を担い市民を代表し、市民の信託を得て正当性を有する議会の本来の役割について規定しています。また、議会は、市民の多様な意思を踏まえ、いろいろと異なる意思を討議を通じて合意形成する場であると規定しています。

そして、第2条の「自治の基本理念とその実現」と第6条の「知る権利」に基づき、議会が持つ情報について適正に公開し、提供することを定め、市民への説明責任を果たすことについて規定しています。

(市議会議員の責務)

第19条 市議会議員は、市民から直接選ばれた公職者としての責任を自覚して、その職務を果たすように努めます。

2 市議会議員は、市民の要望に配慮した政策提言と政策立案に努めます。

【解説】

議会制民主主義のもとにおける市民の代表として市議会議員は、公職者として、全体の奉仕者として、市民の意思を踏まえて行動し、活動することを規定しています。

8. 第7章 市長等

(市長の責務)

第20条 市長は、市民に選ばれて市民を代表する公職に就いたことを強く認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市職員を適切に指揮監督して市政の運営を行います。

【解説】

市長は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置付けられたものであり、市政運営を執行する執行機関としての機能を持ちます。

ここでは、市長は、市政に対する市民からの信託に基づき「公正かつ誠実」に市政を運営し、その際には、市長の補助機関である職員を適切に指揮監督し、将来を見据えた人材の育成に努めなければならないことを規定しています。

(市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の市の執行機関は、市長とともに、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進します。

【解説】

市長を除く他の執行機関も、市長と同様の責務を負い、市長や他の執行機関とも協力して市政運営に当たるという規定です。

「他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員などを指します。

(市職員の責務)

第22条 市職員は、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民からの信頼づくりに務め、市民本位の市政を推進します。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組みます。

【解説】

ここでは、市の執行機関に属するすべての職員の担うべき役割や責務について定めています。職員は、市長の補助機関として、市政運営において市民と直接に接して行政執行を行う立場にあります。職員は、まず「市民本位」の立場に立って、公正で誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、職務の遂行に当たっては、職務に必要な知識の習得及び向上に取り組むことを規定しています。

※地方公務員法は、職員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（第30条）と定め、サービスの宣誓を義務づけるとともに、法令遵守義務、職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等の公務員としての基本的な義務を規定しています。

9. 第8章 行財政運営

(行財政運営の基本原則)

第23条 市は、市民の福祉向上のため、市民の意向を的確にとらえ、市民の視点に立ち、民主的かつ効率的な行財政運営を進めます。

【解説】

第2条の「自治の基本理念とその実現」に基づいた行政運営の基本原則について規定しています。なお、「市民の福祉」とは、地方自治法第1条の2に規定される「住民の福祉」を指します。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。

【解説】

長期総合計画とは、市のあるべき姿、進むべき目標を定める基本構想を受けて、この基本構想を実現するための具体的な施策の内容を示すものです。

基本構想は地方自治法に制定を義務づけられており、ここでは長期総合計画の策定について、条例に明記するとともに、それに基づいて計画的な市政運営を行うことを規定しています。

※地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務の処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

(組織と人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で柔軟に対応できる組織体制をつくります。

2 市は、その組織が、市民のための政策の企画立案に当たり、先見性と創造性を発揮できる人材集団として機能するよう、職員の採用及び能力開発に取り組みます。

【解説】

市としての組織と人事のあるべき姿を規定しています。

※市の組織は、地方自治法第138条の3の規定「執行機関の組織の原則」において、「系統的に構成しなければならない」、「執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない」と規定されています。

(情報の共有)

第26条 市政に関する情報は、市と市民との間で共有ができるよう、情報公開を総合的に推進するものとして、次の事項を基本とします。

- (1) 市は、市の保有する市政に関する各種の情報（業務の委託に係るものを含みます。）を、積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供します。
- (2) 市は、保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開します。

【解説】

第2条の「自治の基本理念とその実現」と第6条の「知る権利」に基づき、行政が持つ市政情報について適正に公開し、提供することを定め、市民への説明責任を果たす義務として、情報の公開について規定しています。

市政情報を、わかりやすく、また、様々な媒体を利用して公開又は提供するとしています。

※市の情報の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、小平市情報公開条例に定めがあります。一般的な情報提供については、小平市の条例に規定があります。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利及び利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

- 2 市は、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保護するため、必要な措置を講じます。

【解説】

行政が、その保有する個人情報を適切に取り扱い、行政として行わなければならない個人の権利利益の保護に最大限配慮することを規定しています。

個人情報の保護は、「情報の共有」とは目的を異にしますが、知る権利とプライバシー等を守る権利とは密接な関係にあるため、個人情報の保護に関することもここで規定しています。

(本条例の基本的な仕組みのひとつである情報共有の前提である、個人情報保護が十分に図れないと、情報共有や情報公開、提供も進まないという観点から規定しています)。

*個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律、小平市個人情報保護条例に定めがあります。

(苦情及び要望への対応)

第28条 市は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応します。

- 2 市は、前項の苦情及び要望への対応のため、必要があると認められる場合は、第三者機関を設置します。
- 3 市は、市民からの苦情及び要望を十分に分析し、市政に役立つよう活用します。
- 4 市は、市民から政策等に関し提案が出されたときは、内容を検討して回答するものとしします。

【解説】

市民からの苦情、意見、要望、提案に対して、的確な対応を図り、市政に生かしていくことを規定しています。

現在も市では、各事務事業担当の窓口や広聴制度等によりそれぞれの所管業務の範囲での対応が行われています。

なお、現行の法制度上では、行政不服審査法、国家賠償法、行政手続法などがあります。

(行政評価)

第29条 市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 前項の行政評価には、外部者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めます。

【解説】

計画・予算・執行・評価が連動した行政運営システムを構築するため、行政評価を実施すること、また、市民への説明責任を果たすために、評価の結果を公表することを定めます。

行政評価制度とは、行政の施策、事業を評価し（Check）、評価の過程で発見された課題を事業の見直し（Action）や計画・予算等に反映させ（Plan）、新たな目標値を定めて事業を実施（Do）していくという一連のサイクルを通じて効率的かつ効果的な行政運営を図るものです。

(行政手続)

第30条 市は、市政の運営における公平、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するために、行政処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に実施します。

【解説】

行政が行う処分や手続等といった行政手続について、公正さを確保し、かつ透明性の向上を図るとともに、適正に取り扱うことで市民の権利利益を保護することを規定しています。行政手続については、行政手続法、小平市行政手続条例に定めがあります。

(政策法務)

第31条 市は、地域の実情に合わせた積極的な政策の形成と実行のために必要な政策法務能力の向上を図るとともに、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備します。

【解説】

ここでは、市は、政策を実現するために、条例の制定改廃、法令等の解釈運用等の法務を活用して、地域の課題に適切に対応するよう努める必要があることを明らかにしています。

そして、条例規則において、本条例の制定に伴い、本条例を最上位とし、小平市の条例体系を整備することを規定しています。

(財政のあり方)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果を上げるよう健全な財政運営を行います。

2 市は、健全な財政運営のため、中長期の財政計画を立案します。

3 市は、長期総合計画、財政計画を踏まえ、予算を編成しなければなりません。

4 市は、事務事業の見直しに不断に取り組みます。

5 市は、税の公正で効率的な徴収、新しい財源の創出、市有財産の活用及びその見直し等を行い、財源基盤の強化に努めます。

6 市は、市の財政状況（市が資本の25%以上出資している団体、一部事務組合等のものを含む。）を市民に分かりやすく公表します。

【解説】

小平市の財政運営について定めています。

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の向上を図るとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが定められています。これに基づき、総合計画とともに市政運営の柱である財政運営について、基本的な事項を定めています。

財政については、市長や、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づいて、健全で、持続可能な運営を行わなければならないとしています。

10. 第9章 国、都等との関係

(国、都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保つとともに、両者に対し、基礎自治体としての充実と発展を図るために必要な制度、政策等の改善について必要な取り組みを行います。

【解説】

地方分権化で市は、国や都と対等の関係に位置付けられたことから、市としての自主性・自立性を確保するため、国や都が行う制度や政策に対して、必要な働きかけを行うことを規定しています。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

【解説】

行政需要の多様化や政策課題の広域化などにより、一地方公共団体では対応できない課題が多くなっています。そのような状況を踏まえ、共通する行政課題を解決するために、他の自治体等との連携を図っていくことを規定しています。

(国際的な関係)

第35条 市は、人類が共通して直面する環境問題等、国際的な課題が地域社会の課題と深く関わっていることを認識し、国際社会の一員として解決に取り組むように努めます。

【解説】

地球温暖化に代表される環境問題等の国際的な課題に対しては、市は、グローバルな視点に立って解決に取り組むことを規定しています。

(災害に対する協力連携等)

第36条 市は、市民の身体、生命及び財産を災害から守るため、災害の防止及び災害発生時の対応に関し、市民等、他の地方公共団体、関係行政機関、各種の事業所等との協力、連携及び相互支援を図るよう努めます。

【解説】

災害時に対応するための体制整備・連携を規定します。

災害時には、市民、行政その他関係者の相互協力による対応が不可欠であり、行政はその体制の整備に努めることを規定しています。

11. 第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第37条 この条例は、小平市の自治の基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとします。

【解説】

この条例の位置付けについて明らかにしています。

法体系上は、個々の条例は、並列の関係にあります。この条例が、市が定める自治の基本となる事項を定める規範となるものであることから、他の条例、規則の制定や改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを規定しています。

(条例の見直し)

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ適切にこの条例を見直すものとします。

【解説】

この条例の見直し規定について規定しています。

条文の内容が社会情勢の変化により時代に合致しなくなったり、適合性がなくなったりすることも考えられます。このような意味から、時代の要請に応え、社会情勢の変化に対応することができる条例とするため、見直しを行うこととするものです。

そして、条例の見直しについては、特に年限を設けず柔軟に的確に対応することとし、あえて見直しの年限は入っていません。

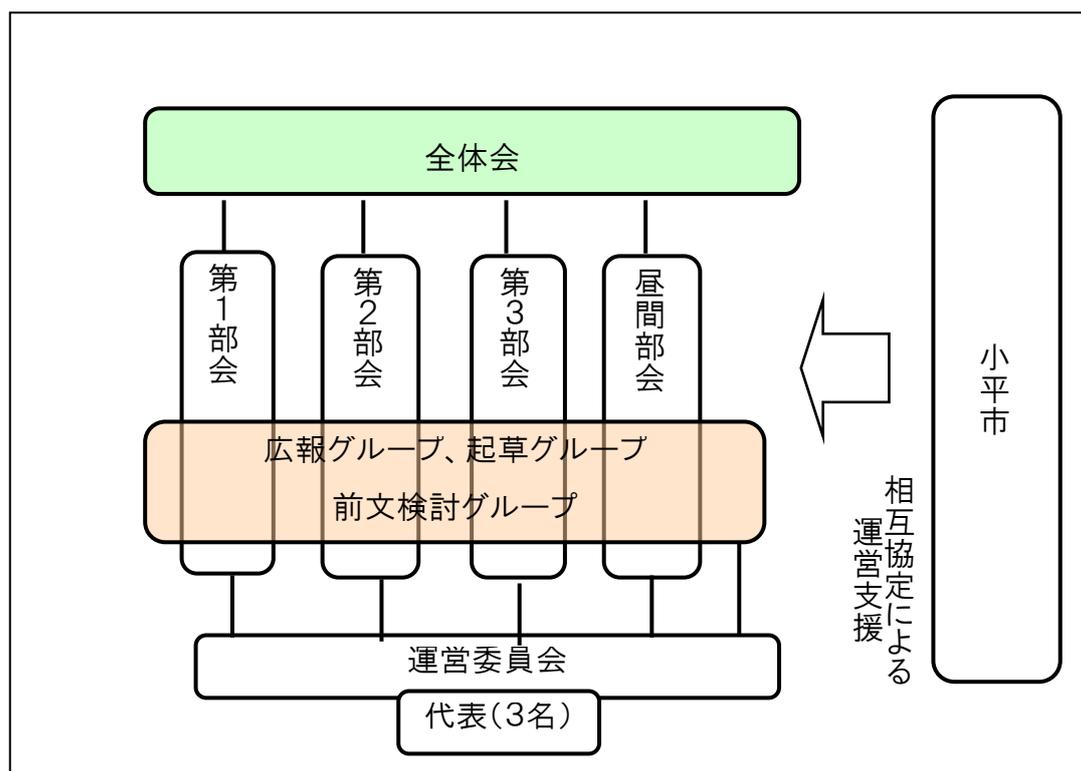
(委任)

第39条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項があれば、別に定めることという規定です。

自治基本条例をつくる市民の会議 運営組織図



市民の会議は、代表を3名置き、全体会、部会と運営委員会、作業グループで構成されます。

全体会：会員全員で構成し、この会の最高意思決定機関です。これまでに市民の会議準備会として、10回、市民の会議として30回、学習会を4回開催しました。

部会：部会条例案の検討は、自治基本条例のテーマ毎に4つの部会にわかれて行いました。

(骨子案検討のため、5月から8月まで、延46回会議を開催)

○第1部会：複合的な視点から自治基本条例を考える部会（議会、地域コミュニティ、住民投票、オンブズマンなど）

○第2部会：行政をキーに自治基本条例を考える部会（市長、行財政運営のあり方など）

○第3部会：市民をキーに自治基本条例を考える部会（市民、市民参加のあり方。情報公開など）

○昼間部会：テーマは、第3部会と同じ市民、市民参加など。開催は基本的に昼間

運営委員会：各種会議の運営方法の検討、会議の議案の取りまとめを行います。構成メンバーは、代表、各部会長、副部会長、作業グループリーダー、サブリーダーです。

作業グループ：起草グループと広報グループがあります。

○起草グループ：条例案骨子や条例案の構成の検討や起草等を行います。

○広報グループ：広報誌「こだいらの自治基本条例基本条例だより」の発行や市民の会議独自のホームページ等を通じて市民の会議の活動をお知らせします。

○前文検討グループ：市民の会議で出された案をもとに、前文についてまとめました。